

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次		
告示		ページ
○高知県議会定例会の招集	(政策企画課)	1
○保安林の指定予定の通知(7件)	(治山林道課)	1
○国土調査の成果の認証	(用地対策課)	2
○公共測量の終了の通知	(〃)	2
○道路の区域変更(4件)	(道路課)	2
○道路の供用開始(4件)	(〃)	3
公告		
○土地改良区の解散の認可	(農業基盤課)	3
高知海区漁業調整委員会指示		
○浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る指示		4

告 示

高知県告示第76号

高知県議会定例会を、平成26年2月21日に高知県議会議事堂に招集する。
平成26年2月14日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第77号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
平成26年2月14日
高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
室戸市羽根町字小松甲2852の2、甲2854、字日裏山乙3698のロ
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小松甲2852の2・字日裏山乙3698のロ(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第78号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
平成26年2月14日
高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
安芸郡北川村小島1の1、1の10、129の14、130、225の1、555の2、555の3、555の5、575、576の1、576の3、576の4、576の6

- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小島1の1・576の6(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第79号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
平成26年2月14日
高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
安芸郡北川村平鍋字日ノ路山373の8、532の4、532の23か

ら532の27まで、532の29から532の32まで、532の35

- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日ノ路山373の8・532の23(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第80号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
平成26年2月14日
高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
安芸郡馬路村馬路字グドラシ169の30、169の31
- 指定の目的
土砂の流出の防備

- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字グドラシ169の30(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第81号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町大正中津川字西峯山735の47、大正大奈路字竹ノ谷924の23、924の91
 - 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第82号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町芳川字サヒコ403の33
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第83号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町希ノ川字西ダバ134の1、大正中津川字横平山763、765の2、765の3、字朝日山766の9、766の32、766の33、大正大奈路字向栗ノ木瀬928の1、928の2、字琴井ノサコ958の1
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第84号

室戸市羽根町の一部地区及び長岡郡本山町沢ヶ内の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称
 - 芸東森林組合
 - 長岡郡本山町
- 調査を行った地域及び時期
 - 室戸市羽根町の一部
平成23年度及び平成24年度
 - 長岡郡本山町沢ヶ内の一部
平成23年度及び平成24年度
- 成果の名称
 - 室戸市地籍図及び地籍簿
 - 本山町地籍図及び地籍簿
- 認証年月日
平成26年2月14日

高知県告示第85号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から平成25年7月高知県告示第504号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成26年1月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年2月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 441号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐橋字 平本38番1から 四万十市西土佐岩間 字後口山488番85ま で	前	12.5 }	2,740
	後	12.5 }	

高知県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年2月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 西谷田野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村長山	前	4.6 }	36

602番1から 安芸郡北川村長山		5.9	
605番1まで	後	5.7 8.5	36

高知県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年2月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒岩東浜
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市土居字南町 992番1から 安芸市土居字ナガヤ 707番2まで	前	5.2 6.5	14
	後	5.5 6.7	14

高知県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年2月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮ノ上川北
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市川北字明覚乙 2094番1	前	9.5 9.8	18

安芸市川北字明覚乙 47番4地先から 安芸市川北字明覚乙 47番5地先まで	後	9.5 28.8	18
--	---	-------------	----

高知県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年2月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市西土佐橋字平本38 番1から 四万十市西土佐岩間字後口 山488番85まで	2,740	平成26年2月15 日

高知県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年2月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西谷田野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡北川村長山602番1 から 安芸郡北川村長山605番1 まで	36	平成26年2月14 日

高知県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年2月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒岩東浜
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市土居字南町992番1か ら 安芸市土居字ナガヤ707番 2まで	14	平成26年2月14 日

高知県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年2月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮ノ上川北
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市川北字明覚乙47番4 地先から 安芸市川北字明覚乙47番5 地先まで	18	平成26年2月14 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、新改西部土地改良区の解散を平成26年2月3日に認可した。

平成26年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示

高知海区漁業調整委員会指示第70号

浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成26年1月28日に次のとおり指示した。

平成26年2月14日

高知海区漁業調整委員会会長 和田 義光

(採捕の制限)

- 1 浦ノ内湾において、次に掲げる区域内では、あさりを採捕してはならない。ただし、国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、あさりに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他関与を受けて採捕する場合を含む。）を除く。

(1) A区域（天皇洲の西側の区域）

次の点アから点エまでを順次に直線で結んだ線及び点エと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア 北緯33度26分15.6秒・東経133度25分26.7秒

点イ 北緯33度26分10.0秒・東経133度25分22.8秒

点ウ 北緯33度26分5.9秒・東経133度25分31.2秒

点エ 北緯33度26分11.6秒・東経133度25分35.1秒

(2) B区域（宇佐大橋の南西側の区域）

次の点アから点オまでを順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア 北緯33度26分18.1秒・東経133度26分16.0秒

点イ 北緯33度26分14.2秒・東経133度26分19.0秒

点ウ 北緯33度26分7.9秒・東経133度26分17.2秒

点エ 北緯33度26分6.2秒・東経133度26分10.3秒

点オ 北緯33度26分13.1秒・東経133度26分8.9秒

(指示の有効期間)

- 2 この指示の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。